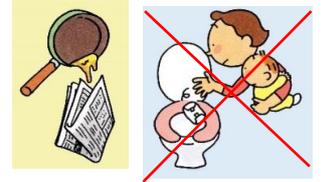


上下水道課 上下水道グループからのお知らせ

村内各浄化センターで、水に溶けない繊維素材、生活残飯、海草類、頭髮、プラスチック片等の不要物の混入が、多数見受けられます。施設処理機器の故障の原因になりますので、次のことを厳守して頂きますようよろしくお願いいたします。

- 水洗トイレでは、**トイレトイレットペーパーのみ**を使用し、水に溶けない繊維素材（ティッシュペーパー、生理用品、紙おむつ、ウエットティッシュ、モップ等）を流さない。
- **生活残飯及び使用済食用油は、燃えるゴミとして処分し**、下水道へ流さない。
（食用油は、低温で固まるため、配水管に付着し詰まりの原因になります）
- **頭髮は**、下水道へ流さない。
- **流せるトイレクリーナーが原因で、マンホールポンプの故障が近年多発しております。**
- **適切な量を下水道へ流して頂くようご協力ください。**



※ なお、各家庭の宅地内汚水枡を破損した場合は、早急に修繕下さるようお願いします。

また、公共枡（野花菖蒲を描いている枡）の破損及びその他相談がありましたら、上下水道課 下水道グループまでご連絡下さい。

下水道へ加入されていない皆様へ

東通村では、生活排水等による河川の汚染を防ぎ、動植物が生息できる環境作りを目的として、尻屋浄化センター（尻屋地区）、中地区浄化センター（砂子又・桑原地区）、小田野沢浄化センター（小田野沢地区）、白糠浄化センター（白糠・老部地区）の4施設により下水道施設の供用を開始しています。まだ加入されていないご家庭は、加入促進にご協力頂きますようよろしくお願いいたします。

合併処理浄化槽の新設及び単独処理浄化槽・し尿処理用便槽の撤去に補助金が支給されます。

村では、生活排水等による河川の汚水を防ぎ、動植物が生息できる環境作りを目的とし、下水道施設が整備されていない地域において、合併処理浄化槽の新設及び単独処理浄化槽やし尿処理用便槽撤去費用の一部を平成26年度より補助しております。

なお、本事業は、令和7年度も引き続き継続して実施しますので、併せてお知らせいたします。

- 対象年度 : 令和6年度～令和10年度（単年度補助：各年8～10軒程度を予定）
 令和7年度 : 補助金の交付決定を受けた日から令和8年1月末日までに合併処理浄化槽の設置が完成し、令和7年11月末日までに補助申請を提出できる方
 対象区域 : 下水道施設が整備されていない地域
 対象者 : ○新築で合併処理浄化槽を設置する方
 ○単独処理浄化槽及びし尿処理用便槽から合併処理浄化槽へ改修する方
- | | | | |
|-------|------------|------|----------|
| 補助金額 | ○合併処理浄化槽 | 5人槽 | 390,000円 |
| 〈上限額〉 | | 7人槽 | 474,000円 |
| | | 10人槽 | 660,000円 |
| | ○単独処理浄化槽撤去 | … | 120,000円 |
| | ○し尿処理用便槽撤去 | … | 50,000円 |



※なお、合併処理浄化槽を設置した場合は、浄化槽の規模によって異なりますが、年間4～6万円程度の維持費と、浄化槽法に伴う検査（年1回：有料）が必要です。

※ 詳しくは、上下水道課 上下水道グループにお問い合わせ下さい。

連絡・問合わせ先

東通村上下水道課 上下水道グループ

TEL 0175-33-2352（内線453・456）